

新型コロナウイルス感染症の電話相談窓口

以下の情報は、12月1日時点のものです

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**来所相談は行っていません。**ご理解・ご協力をお願いします。

一般的な相談窓口

新型コロナウイルス感染症の特徴・予防方法、心配な症状が出た時の対応など

厚生労働省「新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口」

日本語、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タイ語、ベトナム語での相談可

フリーダイヤル ☎0120-565-653

午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日を含む)

*タイ語は午後6時まで、ベトナム語は午後7時まで

都「新型コロナ・オミクロン株コールセンター」

日本語、英語、中国語、韓国語、タガログ語、ネパール語、ミャンマー語、フランス語、ポルトガル語など12か国語での相談可

ナビダイヤル ☎0570-550-571

午前9時～午後10時(土・日曜日、祝日を含む)

聴覚障害のある方 FAX5388-1396

相談票に記入のうえ、送信 

[問合せ]保健予防課感染症係☎5608-6191

*新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は区ホームページを参照 

発熱などの症状がある方の相談先

かかりつけ医がいる場合

必ず電話で日頃受診している医療機関にご相談ください。

かかりつけ医がいない場合や相談先に迷う場合

診療や検査が可能な地域の医療機関をご案内します。

東京都発熱相談センター

☎5320-4592または☎6258-5780

24時間対応(土・日曜日、祝日を含む)

墨田区発熱・コロナ相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

*新型コロナウイルス感染症による不安やストレス等も相談可 *混雑時は電話が繋がりにくい場合あり *診察が可能な区内の医療機関の一覧は都ホームページを参照

後遺症にお悩みの方の相談先

電話の際に、**「後遺症の相談」とお伝えください。**

墨田区後遺症相談センター☎5608-1443

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)



 区HP

区HP(やさしい日本語) 

予約せずに接種できます 新型コロナワクチン臨時接種会場

都と連携した臨時接種会場で新型コロナワクチンを接種できます。


[とき]12月16日(金)午後3時～7時半、12月17日(土)午前11時半～午後4時**[ところ]**丸井錦糸町店6階(江東橋3-9-10)**[対象]**12歳以上で、新型コロナワクチンを2回以上接種し、前回の接種から3か月が経過している方 *区外在住の方も可**[費用]**無料**[持ち物]**接種券、接種履歴を証明するもの(接種済証等)、本人確認書類**[申込み]**当日直接会場へ**[問合せ]**墨田区コロナワクチン接種問い合わせダイヤル☎0120-714-587 *受け付けは午前8時半～午後5時15分(土・日曜日、祝日を含む)

その他の新型コロナワクチン接種に関する情報は、区ホームページをご覧ください。  区HP  区HP(やさしい日本語)

受給を終了した方の再申請期限は**5年3月31日(予定)まで!**

住居確保給付金

離職者等で就業意欲がある方のうち、住居を失った、または失いかねない方に一定期間、求職活動を条件として家賃相当額(上限あり)を支給します。**受給を終了した方の再申請の期限は、5年3月31日まで延長する予定です。**なお、解雇された方で対象となる方は、今回の期限が過ぎても再申請できます。要件や必要書類、申請方法等の詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

[問合せ]くらし・しごと相談室すみだ(区役所3階・生活福祉課受け付け窓口)☎5608-6289 

申請期限は**12月31日(消印有効)まで!**

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

緊急小口資金等の特例貸付けを終了等により利用できない世帯へ、就労による自立を図る等のため、一定期間支援金を給付します。また、本支援金の受給を終了した方の再申請を受け付けます。**申請期限はいずれも12月31日(消印有効)です。**要件や必要書類、申請方法等の詳細は問い合わせるか、区ホームページをご覧ください。

[問合せ]墨田区新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金担当☎5608-1254 

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者で**全ての要件**を満たす方

新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の支給

墨田区国民健康保険または東京都後期高齢者医療制度の被保険者で、以下の**全ての要件を満たす方**に、傷病手当金を支給します。受給には**申請が必要**です。受給を希望する場合は、**必ず事前に電話でお問い合わせ**ください。

[対象要件]▶給与等の支払いを受けている被用者である(個人事業主・フリーランスを除く)▶新型コロナウイルス感染症に感染した、または発熱等の症状があり感染が疑われることが医師等により証明される場合で、療養のために労務に服することができない▶労務に服することができない期間について給与の全額または一部が支給されない**[支給期間]**労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間**[支給額]**直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数 *上限あり**[適用期間]**2年1月1日～5年3月31日の間で療養のため労務に服することができない期間(ただし、入院が継続する場合等は、最長1年6か月まで)***申請期限は、支給対象となる日ごとに、その翌日から起算して2年以内****[問合せ]**▶墨田区国民健康保険の被保険者=国保年金課こくほ給付係☎5608-6123▶東京都後期高齢者医療制度の被保険者=広域連合お問合せセンター☎0570-086-519・FAX0570-086-075 *広域連合お問合せセンターの受け付けは、月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日・年末年始を除く)

ご注意ください 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本紙に掲載されている記事は、内容(期日や施設等)が変更または中止となる場合があります(最新情報は各申込先・問合せ先へ)。なお、施設等をご利用の際は、各施設でお願いしている感染症対策にご協力ください。

入学準備金を支給します 就学援助(入学準備金)受給申請

5年4月に小・中学校に入学する子どもの保護者で経済的に困りの方へ、入学準備金を支給します(今回は物価高騰分の補助金も支給)。受給を希望する方は、申請書をご提出ください。申請書は、新小学校1年生の保護者へ送付します。新中学校1年生の保護者で就学援助の受給を希望する方は、お問い合わせください。

なお、すでに就学援助を受給している現在小学校6年生の保護者には、物価高騰分の補助金の申請書を郵送しますので、忘れずに申請してください。**[対象]**5年4月に小・中学校に入学する子どもがいる次の全ての要件を満たす保護者▶5年2月1日現在、区内在住である▶令和4年度就学援助の認定基準において準要保護に該当する▶生活保護を受けていない**[支給額]**▶就学援助(入学準備金)=小学校5万1060円、中学校6万円▶物価高騰分の補助金=小学校2042円、中学校2400円**[支給時期]**5年2月末**[申請方法]**申請書等を直接または郵送で5年1月13日(消印有効)までに〒130-8640学務課事務担当(区役所11階)☎5608-6303へ *申請書や申請方法等の詳細は問い合わせるか、区ホームページを参照

対象を拡充します 子ども医療費助成制度

5年4月1日から、子ども医療費助成制度の対象の上限を、15歳到達後最初の3月31日までから、18歳到達後最初の3月31日までに拡充します。対象者には、申請に必要な書類を12月下旬までに送付しますので、申請をお願いします。申請後、5年3月下旬に医療証を送付する予定です。なお、現在中学校3年生ですすでに子ども医療証をお持ちの方は、申請の必要はありません。

[問合せ]子育て支援課児童手当・医療助成係☎5608-1439

12月27日が納期限です 固定資産税・都市計画税

令和4年度固定資産税・都市計画税(第3期分)の納期限は12月27日です。納期限までに納付書裏面に記載の金融機関、コンビニエンスストア等で納めてください。口座振替や金融機関・郵便局のペイジー対応のATMのほか、スマートフォン決済アプリ、パソコン等からクレジットカードやインターネットバンキングでも納付できます。

[問合せ]▶固定資産税・都市計画税=墨田都税

事務所☎3625-5061▶口座振替=都主税局徴収部納税推進課☎3252-0955、税務課税務係☎5608-6008

障害のある方への虐待を防ぐために 墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル

障害のある方への虐待を防ぐには、小さな兆候を見逃さず、早期に発見することが大切です。「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」により、障害のある方への虐待を発見した方は区市町村へ通報する義務があります。

虐待を受けたと思われる障害のある方を発見した方や、虐待を受けた方、虐待をしたと悩んでいる方は、すぐに通報ダイヤルへご連絡ください。秘密は厳守されるため、連絡した方が特定されることはありません。また、虐待ではなかった場合でも、通報したことへの責任を問われることはありません。

[連絡先]墨田区24時間障害者虐待通報ダイヤル☎3625-1103・FAX5608-6423・E: syougaihusok@city.sumida.lg.jp**[費用]**無料 *通話料は自己負担**[問合せ]**障害者福祉課障害者相談係☎5608-6165・FAX5608-6423